

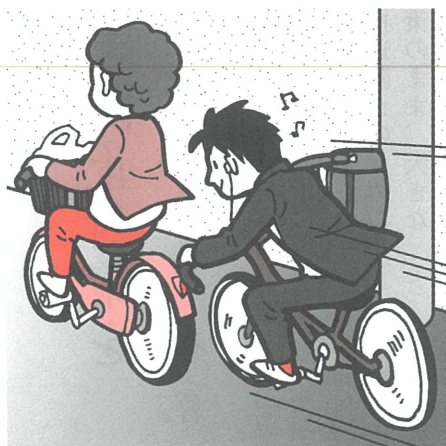
求償（損害賠償請求権の取得・行使）の経過

○月○日午前7時25分頃、○町1-23先路線上において、自転車通勤中のB君が前方を走るAさんの自転車を追越そうとして接触し、Aさんは転倒して左足首を負傷した。

Aさんはパート勤務先に出勤途中であったため労災保険を使って治療し、2週間ほど仕事を休み休業給付も受給した。

監督署では、被災者（第一当事者）のAさんから提出された「第三者行為災害届」をもとに事故の相手方（第二当事者）を特定し、Bさん方から提出された「第三者行為災害報告書」でも事実確認したうえで、保険給付後にBさん方に損害賠償請求の予告通知をした。

今回は、事故状況から過失相殺率を判断したうえで治療費と休業給付の一部を求償額と決定し、労働局からBさん方に納入告知の書類一式が送付された。



に遭った時は警察に届け、必ず相手方の連絡先を確認し、くれぐれも示談したと誤解されるような発言は控えてください。また、自動車事故は

さてKさん、努力の甲斐あって健診結果は無事セーフだったようですが、くれぐれも被害者にも加害者にもならないよう安全運転を心がけてください。



賠償保険等への加入が義務化されました。単体で契約するほか自動車保険等の特約や団体保険など種類も多く、損害保険会社などに相談することをお勧めします。



監督署の窓

通勤災害 自転車事故の損害賠償

知人のKさんは、自宅から会社まで30分程かけて自転車通勤をしています。バスと電車を乗継ぐのが面倒で、最近お腹回りも気になり、特に健康診断前は頑張つてペダルを漕いだようです。

このように理由はともあれ通勤に自転車を利用する方は多く、その分自転車事故による労災請求も少なくありません。今回は、通勤災害の事例について少し視点をかえてご紹介したいと思います。

【事例】
ある日、労災保険の求償担当者のもとに「身に覚えのない請求書が届いた」と問い合わせ電話があった。通勤途中で自転車同士の事故でケガをしたAさんの事故の相手方B君の母親からである。担当者は、まずこれまでの経過を説明した。（詳細は囲みの通り）

母親は、「相手の人も悪い。ケガはたいしたことではなく、保険を使うと言っていたのに……」などと主張したものの、担当者が過失割合や請求内容の

説明を重ねたところ、おむね納得してやつと支払いの話にたどり着いた。担当者は、分割支払いなどの相談にも応じる旨伝えるとともに、個人賠償責任保険等の加入の有無を再確認したところ、夫が帰宅したら相談して返事をすると答え電話を終えた。

このように労災保険では、第三者の加害行為による災害について保険給付の限度で「求償」（＝損害賠償が先に行われた場合は「控除」）を行うこととしています。事故